

(運用基準 様式3)
令和2年4月1日

健康福祉局高齢健康福祉部地域包括ケア推進課

令和2年度横浜型プロボノ事業業務委託 契約結果

令和2年度横浜型プロボノ事業業務委託について、公募型プロポーザル方式で受託候補者を特定し、次のとおり契約しました。

1 件名	令和2年度横浜型プロボノ事業業務委託
2 委託内容	1 プロボノに関する仕組みの構築 (1) プロボノプログラム・短期プロボノプログラム (2) ウェブシステムによるマッチング 2 プロボノ事業に関するホームページの作成・更新 3 行政職員・関係支援機関職員等を対象としたプロボノの進め方・運営上の配慮事項等に関する研修の開催 4 最終報告会の開催及び事業報告書の作成
3 契約の相手方	特定非営利活動法人 サービスグラント
4 契約金額	12,979,820円
5 契約日	令和2年4月1日

6 評価結果

提案者	評価点数	順位
特定非営利活動法人 サービスグラント	1,354点	1

7 評価基準・評価委員会開催経過等

(1) 評価基準 別紙のとおり
(2) 評価委員会開催日時 令和2年1月23日(木) 13時から14時まで
(3) 評価委員会開催場所 市庁舎3階共用会議室
(4) 評価委員出席状況 6人中6人出席

8 問い合わせ先 健康福祉局高齢健康福祉部地域包括ケア推進課 Tel: 045-671-3464

令和2年度横浜型プロボノ事業業務委託 提案書評価基準

1 基本的な評価事項

受託候補者の特定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、評価点の最も高い提案者を受託候補者とします。

2 評価点

提案書の内容及びヒアリングの内容を合わせて評価し、評価点を与えます。評価委員1人あたりの評価点の満点は300点とします。

3 評価点の最も高い者が2者以上あるときの対応

評価項目のうち「提案内容」及び「本業務の実施体制」の評価点合計が高い者を受託候補者として特定します。

これも同点となったときは、評価委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定します。票数が同数の場合には委員長の判断により決定します。

4 評価委員会を欠席した評価委員の評価点の取扱い

評価委員が評価委員会を欠席した場合、その評価委員の評価点は無効とします。

5 評価方法

(1) 評価項目、評価の着目点及び配点の詳細については、【表】プロポーザル評価表のとおりです。

(2) 各評価項目について、A、B、Cの3段階評価を行います。評点は各A=5点、B=3点、C=0点とし、各項目の比率を乗じた点数とします。

例えば、比率2の項目の場合、評点は次のとおりとなります。

評価がAであれば評価点は $5 \text{点} \times 2 = 10 \text{点}$

評価がBであれば評価点は $3 \text{点} \times 2 = 6 \text{点}$

評価がCであれば評価点は $0 \text{点} \times 2 = 0 \text{点}$

(3) 全ての評価項目を絶対評価により採点します。

(4) 評価委員の持ち点の合計の60%を基準点とします（評価委員6人全員が評価委員会に出席した場合の満点は1,800点、基準点は1080点）。基準点に達しない場合は不適格とします。

